

## **[事案 23-47] 失効取消請求**

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険料払込済みの保険契約について、契約者貸付の貸付限度額超過分の支払いがなかったことにより、契約が失効したことを不服として申立てがあったもの

### **<申立人の主張>**

平成 2 年に定期保険特約付終身保険に加入し、平成 13 年に保険料の払込みが満了になっていた。同保険に加入してから契約者貸付を利用していたが、平成 22 年 1 月に契約者貸付の元利金合計額が解約返戻金額を超過したとして契約が失効した旨会社から通知を受けた。しかし、下記の理由により納得できない。貸付金を返済するので、失効を取り消してほしい。

- (1) 保険会社職員より、「保険料が支払われなかった場合には失効になるが、当該契約は保険料を支払済みなので失効になることはない…」との回答を受けている。
- (2) 平成 21 年 12 月、募集人が失効予告通知を持ってきた際、「保険に関しては妻に任せているので、妻に連絡してほしい」と依頼したにもかかわらず、妻に連絡されなかった。

### **<保険会社の主張>**

下記のとおり、本件失効は適法であるので、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 保険料払込済みであったとしても、契約者貸付元利金額が解約払戻金（契約貸付可能額）を上回り、期限までに返済がない場合には保険契約が失効することは、約款規定から明らかであり、申立人の主張は、契約者貸付を受けていた場合を前提としない保険会社への問合せに対する回答を根拠とするものであり、失当である。
- (2) 当社は申立人に対し、本件約款規定に基づく文書による通知はもとより、複数回の訪問を行って失効を回避するための返済の案内を行ってきており、申立人に対する情報提供は十分であり、その保護に欠けるところは一切ない。
- (3) 当社は、妻も同居する申立人宅を複数回にわたって訪問し、メモや文書を残しているため、これをもって申立人はもちろん妻に対する連絡としても十分である。

### **<裁定の概要>**

申立人の主張の法律的な根拠は明らかではないが、裁定審査会では、本件失効はその要件が欠けているので効力を生じない、と主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認められず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記の事実により、相手方会社は、申立人に対し約款所定の「通知」をしており、さらに、担当者が申立人宅を複数回訪問し、契約者貸付金返済の勧奨をしているので、申立契約が失効となる要件が欠けていると認めることはできない。

- ①申立契約の約款（保険契約者に対する貸付）には、保険料払込済みの契約について、主契約の解約返戻金額の8割の範囲内で貸付を受けることができるが、貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えたときは、保険契約者は会社所定の金額を払い込むことを要し、会社はその旨通知を發した日の翌月末日までに会社所定の金額が払込まれない場合には、期日の翌日から効力を失う旨規定されている。
- ②申立人は、20回以上にわたって契約者貸付を受け、その元利金の合計額は、平成21年10月の時点で解約返戻金額を1万円余を超えた状態になった。
- ③保険会社は、平成21年10月に「契約者貸付金返済のご案内」を特定記録郵便にて申立人に送付し、このままでは約款規定により失効となること、契約を有効に継続するためには、所定の期限（平成21年12月末日）までに、返済必要額以上の金額を返済するように勧奨をした。特定記録郵便であるから、上記通知書が申立人宅の郵便受箱に配達されたことは確実である。
- ④保険会社担当者は、平成21年11月～12月、少なくとも4回にわたり、契約者貸付金の返済を勧奨するために申立人宅を訪問したが、不在であったので、その趣旨を記したメモもしくは書面を置いてきた。
- (2)なお、保険会社の通知は、受領者（申立人）に到達することが必要であるが（民法97条1項）、「到達」とは、通知が受領者の勢力範囲内に入ること、すなわち、社会観念上、一般に了知しうべき客観的状态を生じたと認められることであり、郵便受箱に投入されたときには、受領者が一身上の都合その他の理由で、これを了知しなくとも、到達となる（通説・判例）。
- (3)申立人は、その妻に申立契約に関する一切を委任していたと主張するが、仮にそれが真実であったとしても、保険会社の通知書、募集人のメモ・書面は、申立人と妻とが同居していた申立人宅に到達していたのだから、保険会社は、申立人に対してはもちろん、同時にその妻に対しても通知したものと解される。